

○中村学園大学(含む短期大学部)メディアセンター(図書館)利用細則

平成10年4月1日

制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学(含む短期大学部)メディアセンター規程第6条の規定に基づき、メディアセンター(図書館)(以下「図書館」という。)の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(図書館資料)

第2条 この細則において、図書館資料(以下「資料」という。)とは次のものを指す。

- (1) 貴重図書及び特殊図書
- (2) 辞書、参考図書及び法令集
- (3) 普通図書
- (4) 雑誌
- (5) 視聴覚資料

(利用者の資格)

第3条 図書館を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 中村学園大学及び中村学園大学短期大学部(以下「本学」という。)の教職員
- (2) 本学の学生及び科目等履修生・研究生並びに本学卒業生
- (3) メディアセンター長(以下「センター長」という。)の許可を得た者

(利用者カード)

第4条 図書館を利用しようとする者は、利用者カードの交付を受けなければならない。

2 利用者は自己の利用者カードを第三者に使用させてはならない。

(資料の館外帯出)

第5条 資料を館外帯出できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生及び科目等履修生・研究生
- (3) センター長が特に必要と認めた者

(利用者責任)

第6条 貸出を受けた図書は、利用者が保管の責任をもち、他の利用者に転貸してはならない。

(館内閲覧資料)

第7条 第2条第1号、第2号及び第5号に掲げる資料並びに第4号の未製本学術雑誌は、館内閲覧のみの利用とする。ただし、センター長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(弁償)

第8条 館内閲覧又は館外帯出中の資料を紛失・汚損したときは、同一の資料又は相当の代金をもって弁償しなければならない。

(罰則)

第9条 利用者が、この細則又はこの細則に基づく定めに違反した場合、センター長はその者に一定の期間、入館を停止したり、資料の館外帯出を停止することができる。

(利用時間及び休館日)

第10条 利用時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、臨時に変更することがある。

(1) 利用時間

午前9時から午後5時まで

(2) 休館日

日曜日及び国民の祝日

第2・第4土曜日

学園創立記念日(5月17日)

年末年始

毎月月末

その他センター長が必要と認めた日

附 則

1 この細則は、平成10年4月1日から施行する。

2 この細則の制定により、中村学園大学・中村学園短期大学図書館運営規程(昭和52年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。